

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## 1 概要

- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）」（以下「給特法」という。）等の改正により、教員の処遇改善が図られたことに伴い、本市においても国の改正に準じた教員の処遇改善を行うもの。

## 2 納特法等改正に伴う教員の処遇改善の内容

### ■ 教職調整額の見直し

- ・教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。
- ・教職調整額の引き上げに伴い、管理職の本給を改善する。

### ■ 義務教育等教員特別手当の見直し

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して支給額を定めることとする。
- ・手当額を2/3に縮減（本給の1.5%相当額から1.0%へ）し、学級担任へは月額3,000円を加算する。

### ■ 教員特殊業務手当の見直し

- ・非常災害時等の特殊業務手当の支給要件及び支給額を見直すこととする。
- ・8時間程度業務に従事した場合に支給であったものを4時間程度業務に従事した場合に支給と変更する。
- ・負傷、疾病等に伴う緊急業務及び緊急の補導業務は、支給額を7,500円から8,000円に変更する。

### ■ 新たな級の創設

- ・児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるようとする。

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## 3 本市の改正内容

### ■ 教職調整額の見直し

- 令和12年度までに、現行の給料月額の4%に相当する額から、10%に相当する額に段階的に引き上げる。
- 引き上げは各年度の1月1日とする。

期間	教職調整額の率
令和8年1月1日から	5%
令和9年1月1日から	6%
令和10年1月1日から	7%
令和11年1月1日から	8%
令和12年1月1日から	9%
令和13年1月1日から	10%

- 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項による指導改善研修の被認定者は、教職調整額を支給しない。
- 管理職（校長、副校長、教頭）の本給についても、国の引き上げ額をベースに、給与の逆転が生じないように調整し、改善する。

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## ■ 義務教育等教員特別手当の見直し

- 一律支給している義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給に対応する手当額表の額の2/3に縮減する。  
(本給の1.5%相当額から1.0%相当額に縮減)
- 学級担任には、義務教育等教員特別手当の額に、月額3,000円を加算する。
- 対象者については次のとおり。

### 対象者

- ・小学校、中学校及び高等学校の単式・複式学級の学級担任
- ・小学校及び中学校の特別支援学級の学級担任

- 国においては「特別支援学級を対象に含めない」としているが、通常の学級と特別支援学級では学級担任として従事する業務に共通する部分が多いことや県内自治体の動向などから、本市においては対象に含める。
- 複数担任制などによる学級運営を行っている場合は、加算の対象に含める。

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## ■ 教員特殊業務手当の見直し

- 支給要件及び支給額を次のとおり見直す。

区分	見直し後		現行	
非常災害時の児童生徒の保護等	4時間以上 <u>1時間以上4時間未満</u>	8,000円 4,000円	6時間以上 2時間以上6時間未満	7,500円 1,100円
児童生徒の負傷に伴う救急業務	4時間以上 <u>1時間以上4時間未満</u>	8,000円 4,000円	6時間以上 2時間以上6時間未満	7,000円 900円
児童生徒に対する緊急の補導業務	4時間以上 <u>1時間以上4時間未満</u>	8,000円 4,000円	6時間以上 2時間以上6時間未満	7,000円 900円
甚大災害時の児童生徒の保護等	4時間以上	16,000円	(新規)	

- 市単独措置として支給していた「2時間以上6時間未満 900円及び1,100円」の手当については、「1時間以上4時間未満 4,000円」とする。
- 「甚大災害時」については、今回の見直しに併せて新たに設置する。

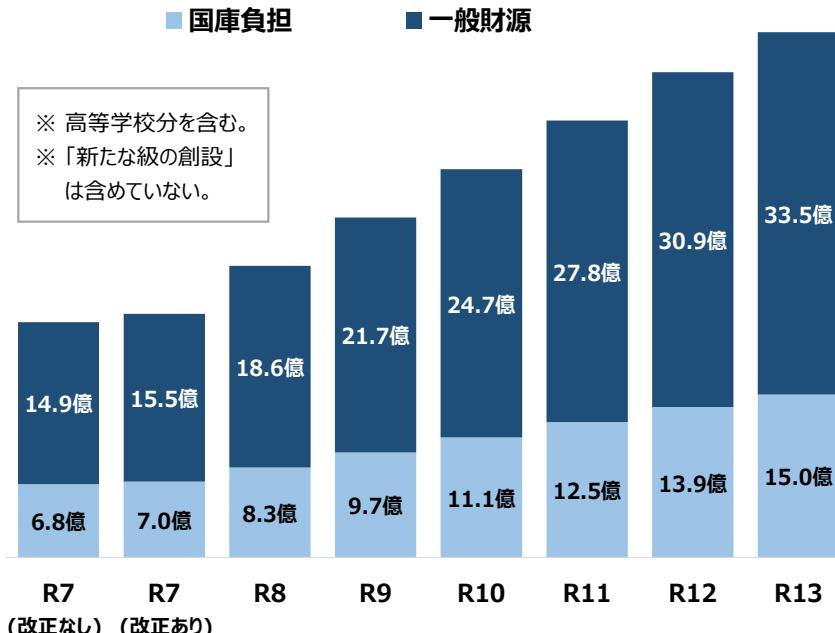
## ■ 新たな級の創設

- 国において、新たな職として「主務教諭」の職を置くことができるとしているが、設置に当たっては職務内容や給料表改定等の詳細な検討が必要であり、県内自治体の動向などからも、本市においては令和8年4月からの導入を見送る対応とする。

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## 4 費用の試算

### 費用の推移（円）



### 一般財源の推移（円）

項目	R7 (改正なし)	R7 (改正あり)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
教職調整額の見直し	11.7億	12.3億	15.3億	18.4億	21.5億	24.6億	27.7億	30.2億
義務教育特別手当の見直し	3.2億	3.2億	3.3億	3.3億	3.2億	3.2億	3.2億	3.2億
特殊業務手当の見直し	-	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億
合計	14.9億	15.5億	18.6億	21.7億	24.7億	27.8億	30.9億	33.5億
R7(改正なし) からの増加額	-	0.6億	3.7億	6.8億	9.8億	12.9億	16.0億	18.6億

# 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

## 5 今後のスケジュール

- 10月 人事委員会勧告  
教育委員会会議（条例改正方針）  
文教委員会 報告（条例改正方針）
- 11～12月 議会定例会（条例改正）
- 1月 条例改正実施

システム改修  
(11～12月)